
『土岐市病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例（案）』に関する パブリックコメントの実施について

現在、土岐市では瑞浪市とともに、令和8年2月開院予定の「（仮称）公立東濃中部医療センター（以下、新病院）」の建設工事を進めています。

新病院の開院に伴い、土岐市病院事業である4事業（対象施設：土岐市立総合病院・土岐市老人保健施設やすらぎ・土岐市訪問看護ステーションときめき・国民健康保険 駄知診療所）については、新病院の開院の前日をもって廃止するものです。

このことについて、下記のとおり市民の皆様からご意見を募集します。

1. 意見募集期間

令和6年7月16日（火）～8月5日（月）

2. 資料の閲覧、配布場所

土岐市保健センター、市役所1階情報コーナー、土岐市立総合病院、老人保健施設やすらぎ、駄知診療所、訪問看護ステーションときめき、各支所、市ホームページ

3. 閲覧時間

午前8時30分～午後5時15分（土日を除く）

※駄知診療所のみ 午前9時00分～午前11時30分（水曜～日曜を除く）

4. 意見等を提出できる方

- 1) 市内に在住の方、2) 市内に勤務の方、3) 市内に在学の方、
- 4) 市内に事務所又は事業所を有する方、5) 当該案件に利害関係を有する方

5. 意見等の提出方法

以下の方法にてご意見を提出下さい。

- （1）市ホームページのご意見提出フォームにて提出
- （2）所定の様式に必要事項をご記入の上、以下の方法で提出
 - 1) 保健センターへ持参又は郵送
（〒509-5142 土岐市泉町久尻 47-16）
 - 2) 資料の閲覧、配布場所に備え付けの提出箱に投函
 - 3) メール（hoken@city.toki.lg.jp）
 - 4) ファックス（fax 番号：0572-53-0095）

※所定の様式は、市のホームページからダウンロードいただくか、各閲覧場所に設置したものをご利用ください。

※任意様式でも提出できますが、住所、氏名、電話番号、意見提出者区分（上記4の1）～5）>を必ず記入してください。

6. 意見等の取扱い

皆様からお寄せいただいたご意見は、意見の概要としてまとめ、それに対する市の考え方等を公表します。なお、住所、氏名などの個人情報公表することはありません。

ご意見等の内容を正確に把握するため、電話や口頭でのご意見はお受けできません。

また、単なる賛否のみを表明するもの、条例（案）に関連のないもの、氏名、住所等、必要事項の記載のないものについては、意見として取り扱うことができませんので、ご了承ください。